

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市本町二丁目13番5号

氏 名 株式会社電源群馬
代表取締役 岸敏弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 7年 4月 8日

許可の有効期限 令和12年 4月 7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎）

①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

※①、②及び③については、廃太陽光パネルに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保601番

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

令和 6年12月10日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1.9t/日]

様式第九号（第十条の六関係）

- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保 6 0 1 番
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 13.5 m² 保管容量 9.0 m³

3 許可の条件
なし

4 許可の更新、変更の状況
令和 7 年 4 月 8 日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無